⑺　手続における交渉の意図の有無　無
⑻　契約書の作成の要否　要
⑼　本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⑽　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⑾　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。当該資格の認定に係る申請方法は法務省ホームページ（https://www.moj.go.jp/chotatsu_kensetsu_shikakushinsa.html）に掲示している。
⑿　労務費ダンピング調査の実施　本工事は労務費ダンピング調査の対象工事である。工事費内訳書に記載した直接工事費が一定水準を下回った場合、開札後速やかにその理由の確認を行う。

6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : HOSOKAWA Takao, Director of the Facilities Division, Minister's Secretariat, Ministry of Justice
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : The Construction work of the building for Nara General Legal Office.
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 15 : 00　4 June 2026
⑸　Time-limit for the submission of tenders : 10 : 00　30 July, 2026 (tenders submitted by mail should be reached before 10 : 00　30 July, 2026, only registered mail is acceptable)
⑹　Contact point for tendering documentation : Accounting Section, Facilities Division, Minister's Secretariat, Ministry of Justice, 1―1―1 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo, 100―8977, Japan, Tel 03―3592―7027

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付す。

本入札公告に記載の工事は、技術資料を共通化できる２件の工事を対象に、一括して公告し、審査を実施する試行工事である。

本件の入札にあたっては、電子入札システムにおいて２件の工事が別々に案件登録されているので、複数の工事に参加を希望する場合は、参加を希望する工事毎に申請書の提出及び入札が必要である。

令和８年５月19日
支出負担行為担当官
中部地方整備局長　森本　　輝

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　23

○第１号

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名
①　令和８年度　三遠南信小嵐トンネル避難坑整備工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
②　令和８年度　三遠南信池島トンネル避難坑整備工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
⑶　工事場所　①　長野県飯田市南信濃
②　静岡県浜松市天竜区水窪町
⑷　工事内容
①　工事延長　Ｌ＝3,255m、トンネル延長（ＮＡＴＭ）　Ｌ＝5,014m　トンネル（ＮＡＴＭ）　１式（トンネル土工　１式、トンネル工（小断面ＮＡＴＭ）　１式、覆工　１式、インバート工　１式、坑内付帯工　１式、仮設工　１式）
道路改良　１式（法面工　１式、起点側坑門工　１式、坑内付帯工　１式、排水構造物工　１式、構造物撤去工　１式、仮設工　１式）
②　工事延長　Ｌ＝1,780m、トンネル延長（ＮＡＴＭ）　Ｌ＝5,014m　トンネル（ＮＡＴＭ）　１式（トンネル土工　１式、トンネル工（小断面ＮＡＴＭ）　１式、覆工　１式、インバート工　１式、坑内付帯工　１式、仮設工　１式）
道路改良　１式（終点側坑門工　１式、坑内付帯工　１式、排水構造物工　１式、構造物撤去工　１式、仮設工　１式）
⑸　工期
①　契約締結日の翌日から令和10年６月30日まで
②　契約締結日の翌日から令和10年６月30日まで
工事を施工しない日　設計図書のとおり
工事を施工しない時間帯　設計図書のとおり
⑹　使用する主要な資機材
①　コンクリート　約7,070㎥、鉄筋　約235ｔ
②　コンクリート　約4,801㎥、鉄筋　約146ｔ
⑺　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、企業・技術者の能力等、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の試行工事である。
⑻　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。
⑼　本工事は、受注者の協力の下、下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、賃金・労働時間・労務費の実態を調査する試行工事（受注者希望方式）である。
⑽　本工事は、別表１に示す試行等の対象工事である。

2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事の令和７・８年度一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく令和７・８年度一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価（共通）点数）が、1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　平成23年度以降に元請けとして、以下に示す同種工事の引渡しを完了した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。）。「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績も国内の実績と同様に評価する。なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
同種工事：下記の㋐の要件を満たすトンネル工事（ＮＡＴＭ工法）の覆工コンクリートの施工実績を有すること。
㋐　覆工コンクリートの施工延長が300m以上であること。
経常建設共同企業体（甲型、乙型）にあっては、構成員のうち１社が全ての要件を満たす施工実績を有し、他の構成員はいずれかの要件を満たす施工実績を有すること。
⑹　提出された技術提案の提案内容が発注者の設定している標準案と同等以上であること。
⑺　次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。
なお、本工事において申請できる技術者は２名までとする。（入札公告１工事概要で記載した複数の工事に参加を希望する場合でも申請できる技術者は２名までとし、３名以上申請した場合は、欠格とする。）
①　監理技術者又は主任技術者を配置する場合は、入札説明書に示す資格を有する者であること。